⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑶　⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

5　資格審査結果の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

6　資格の有効期間　平成25年４月１日から平成27年３月31日までとする。なお、２のなお書きにより随時申請した場合は、資格を付与されたときから平成27年３月31日までとする。

7　情報公開　申請書に記載された内容の一部（商号又は名称・本社（店）住所・電話番号・代表者氏名・等級・営業品目）は、資格審査後、一般競争参加者名簿として公開されることがある。一般競争参加者名簿の閲覧先は、別記１の申請書の提出場所と同じ。

8　公告の方法　一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）に掲載する。

9　競争参加者の資格及びその審査
⑴　建設工事についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法
①　資格　予定価格の金額に応じ、建設工事の種類ごとに、別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり資格を定める。
②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。
一　年間平均完成工事高
二　経営規模
イ　自己資本額
ロ　利益額
三　経営状況
イ　純支払利息比率
ロ　負債回転期間
ハ　売上高経常利益率
ニ　総資本売上総利益率
ホ　自己資本対固定資産比率
ヘ　自己資本比率
ト　営業キャッシュフロー（絶対額）
チ　利益剰余金（絶対額）
四　技術力
イ　技術職員の数
ロ　元請完成工事高
五　その他の審査項目（社会性等）
イ　労働福祉の状況
ロ　建設業の営業年数
ハ　防災活動への貢献状況
ニ　法令遵守の状況
ホ　建設業の経理に関する状況
ヘ　研究開発の状況
ト　建設機械の保有状況
チ　国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
③　資格の等級の決定方法　建設工事の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする次の計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。計算方式　0.25ａ＋0.15ｂ＋0.20ｃ＋0.25ｄ＋0.15ｅ
この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
ａ　総合評定値通知書における完成工事高評点（Ｘ１）
ｂ　総合評定値通知書における自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点（Ｘ２）
ｃ　総合評定値通知書における経営状況評点（Ｙ）
ｄ　総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数による評点（Ｚ）
ｅ　総合評定値通知書における労働福祉の状況の点数、建設業の営業年数の点数、防災活動への貢献の状況の点数、法令遵守の状況の点数、建設業の経理の状況の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録状況の点数による評点（Ｗ）
⑵　測量・建設コンサルタント等についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法
①　資格　予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記２の⑷の①のとおり資格を定める。
②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。
一　年間平均実績高
二　経営規模
イ　自己資本額
ロ　有資格者職員数
三　営業経歴
営業年数
③　資格の等級の決定方法　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする次の計算方式により算出された数値により別記２の⑷の②に対応する等級に格付ける。計算方式　３ａ＋ｂ＋５ｃ＋ｄ　この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
ａ　別記４別表１の業種別年間平均実績高に対応する数値
ｂ　別記４別表２の自己資本額に対応する数値
ｃ　別記４別表３の業種別有資格職員数に対応する数値
ｄ　別記４別表４の営業年数に対応する数値

10　その他
⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。
⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑶　９⑴の③及び９⑵の③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。
⑷　３の⑵に掲げる諸証明書については、複写等による写しをもって代えることができる。